

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 (地域福祉国保課) 一五

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「省令第二条第一項」を「法第二十四条第一項」に、「規定による書面」を「申請書」に改め、同条第二項中「第二条第三項」を「第一条第五項」に、「規定による書面」を「申請書」に改める。

第五条第一項中「第二十四条第一項(同条第五項)」を「第二十四条第三項(同条第九項)」に改める。

第六条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「調査を囑託し」を「閲覧、提供」に、「調査依頼書(別記第二十号様式)」を「別記第二十号様式」に改める。

第七条の見出しを「扶養義務の照会等」に改め、同条第一項中「法」を「振興局等の長は、法」に、「扶養照会書(別記第二十一号様式)」を「別記第二十一号様式」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二十四条第八項の書面は、別記第二十一号の二様式によるものとする。

3 振興局等の長は、法第二十八条第二項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第二十一号の三様式により行うものとする。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

平成二十六年七月一日

第十六条の二第一項中「第十条第一項」を「第十条第二項及び第四項並びに省令第十条の八第一項」に、「生活保護法指定医療機関（助産師・施術者）指定申請書」を「生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）指定（更新）申請書」に改め、同条第二項中「生活保護法指定医療機関（助産師・施術者）名称等変更届書」を「生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）名称等変更届書」に、「生活保護法指定医療機関（助産機関・医療機関）廃止等届書」を「生活保護法指定医療機関（助産機関・医療機関）再開届書」に改め、同条第三項中「生活保護法指定医療機関（助産師・施術者）処分届書」を「生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）処分届書」に改め、同条第四項中「生活保護法指定医療機関（助産師・施術者）指定辞退届書」を「生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）指定辞退届書」に改め、同条第五項中「助産師若しくは施術者」を「助産機関若しくは施術機関」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第十六条の三 省令第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金申請書（別記第三十四号の八様式）によるものとする。

（就労自立給付金決定調書）

第十六条の四 振興同等の長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金決定調書（別記第三十四号の九様式）を作成するものとする。

（就労自立給付金支給決定通知書）

第十六条の五 振興同等の長は、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金支給決定通知書（別記第三十四号の十様式）により通知するものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（徴収金等支払申出書）

第十八条の二 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定による申出は、徴収金等支払申出書（別記第三十七号の二様式）によるものとする。

別記第十一号様式別添一裏面記入上の注意第五号及び同様式別添二裏面記入上の注意第八号中「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第十一号様式別添三を次のように改める。

（別添3）

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴振興同等が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な種類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めすることに同意します。

また、貴振興同等の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて備いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所
氏 名

⑤

振興同等の長様

別記第十一号様式別添四記入上の注意中「すべて」を「全て」と改める。
別記第十三号様式裏面記入上の注意事項条中「第78条」を「第78条第1項の規定」
と、「第85条」を「第85条第1項」 と、「30万円以下」を「100万円以下」と改める。
別記第十四号様式裏面備考中「第85条」を「第85条第1項」と改める。
別記第二十号様式を次のように改める。

第20号様式 (第6条関係)

別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第 号
年 月 日

様

振興局長の長

生活保護法第29条第1項の規定による調査について (依頼)

次の者について、生活保護法 (以下「法」という。) による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要がありますので、法第29条第1項の規定により、下記の事項について照会します。

なお、(このことに関しては、本世帯より同意を得ており、また、) 入手した資料は、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

回答期限年月日 年 月 日

調査対象者 住 所
前 住 所
前々住所

氏 名 カナ 性別 生年月日

調査事項

(参考1) 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第3条第2項に規定する共済組合等 (次項において「共済組合等」という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) から (3) まで 略
- (4) 要保護者の資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
- (5) 略

(参考2) 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第21号の2様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの 当たる次の方に対して、生活保護法による保護の開始を決定いたしますので、生活保護法第24条第8項の規定により通知します。

氏 名	
保護の開始の申請があつた日	

(参考1) 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 略

2から7まで 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9及び10 略

(参考2) 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当振興局等において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

第21号の3様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長

生活保護法第28条第2項の規定による報告について (依頼)

あなたの 当たる さん (住所) は、生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、当振興局等において判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考1) 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 略

2から7まで 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9及び10 略

(参考2) 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

<p>「検査を受ける者の 居住地及び氏名 様」</p>	<p>「検査を受ける者の居住 氏名 様」</p>
-------------------------------------	----------------------------------

地 様」 且「名称所在地」や「名称、所在地」 且「医師等氏名」や「医師等の
氏名」 且「同条第4項」や「同条第5項」 且「変更、停止」や「変更され、停止さ
れ」 且「受けたもの」や「受けた者」 且「下記のとおりであります」 且「、下記の
「振興局等の長様
医療機関名
所在地
開設者氏名

とおりです」 且
開設者氏名 且「振興局等の長様
医療機関名
所在地
開設者又は管理者

且「名称」

氏名

且「名称」
且「名称三十四号の二様を次のようにする。」

<p>「検査を受ける者の 居住地及び氏名 様」</p> <p>且「名称所在地」や「名称、所在地」 且「医師等氏名」や「医師等の 氏名」 且「同条第4項」や「同条第5項」 且「変更、停止」や「変更され、停止さ れ」 且「受けたもの」や「受けた者」 且「下記のとおりであります」 且「、下記の 「振興局等の長様 医療機関名 所在地 開設者氏名</p> <p>とおりです」 且 開設者氏名 且「振興局等の長様 医療機関名 所在地 開設者又は管理者</p> <p>且「名称」</p> <p>氏名</p> <p>且「名称」 且「名称三十四号の二様を次のようにする。」</p>	
--	--

第34号の2様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 医療機関
助産機関
施術機関 指定 (更新) 申請書

生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下「法」という。) 第49条の2第4項において準用する同条第1項 (法第55条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり指定 (更新) を申請します。

(ふ り が な) 名 称			
所 在 地 又 は 主たる事務所の所在地	(〒)		
連 絡 先	電話番号 ()		
申請(開設)者の氏名、生年月日及び住所 〔法人の場合は、「氏名」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所」欄に主たる事務所の所在地を記載〕	氏 名	(ふりがな)	
	生年月日	年 月 日	
	住 所	〒	
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏 名	(ふりがな)	生年月日 年 月 日
	住 所	〒	
医 療 機 関 コ ー ド			
診 療 科 目 (業 務 の 種 類)			
従事する医師、歯科医師 又は薬剤師等	担当科名等	氏 名	医籍登録番号等
該当する番号を で囲んでください。 (医療機関のみ記入)	1 開設者又はその家族のみ 2 家族以外も含む 「家族」とは、開設者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹をいいます。		
健康保険法による 指 定 期 間	有・無	年 月 日から	年 月 日まで
介護保険法による指定 (訪問 看護又は介護予防訪問看護)	年 月 日指定		
現に受けている生活保護法による 指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)		

年 月 日
岐阜県知事 様

申請 (開設) 者 住 所
氏 名



注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛てに直接提出するか、又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 助産師又は施術者がこの書類を提出する場合には、助産師又は施術者の免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、岐阜県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が申請する場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が申請する場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が申請する場合には、その従事する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要のものを で消してください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「管理者の氏名、生年月日及び住所」は、医療法等により届出等を行った管理者の氏名等を記載してください。助産師又は施術者が申請する場合には、記載は不要です。
- 5 「医療機関等コード」は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。申請中の場合は、右枠外に「申請中」と記載してください。助産師又は施術者が申請する場合には、記載は不要です。
- 6 「診療科名」は、医療法第70条第1項に掲げられたものとし、複数ある場合は同項の記載の順序に従ってください。また、「業務の種類」は、「指定訪問看護」、「指定居宅サービス(訪問看護)」、「薬局」、「あん摩」等と記載してください。
- 7 従事する医師等の記載は、法第49条の3第4項において読み替えて準用する健康保険法第68条第2項の法第50条第1項に規定する指定医療機関(保険医である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保健医療機関又は保険薬剤師である薬剤師の開設する保険薬局であつて、当該指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその配偶者等である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの)のうち、開設者以外に診療又は調剤に従事している者がいる場合に記載してください。
- 8 「医籍登録番号等」は、医師にあつては医籍登録番号、歯科医師にあつては歯科医籍登録番号、薬剤師にあつては薬剤師名簿登録番号、助産師にあつては助産師名簿登録番号、あん摩マッサージ指圧師にあつてはあん摩マッサージ指圧師名簿登録番号、柔道整復師にあつては柔道整復師名簿登録番号、はり・きゆう師にあつてははり・きゆう師登録番号を記載してください。
- 9 「健康保険法による指定期間」は、有無いずれかを で囲み、指定期間を記載してください。
- 10 申請(開設)者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

その他

法第49条の3第4項において読み替えて準用する健康保険法第68条第2項の法第50条第1項に規定する指定医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があつたものとみなされます。

第34号の8様式 (第16条の3 関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所
氏名



振興局等の長様

第34号の9様式 (第16条の4関係)

就労自立給付金決定調書							
ケース番号			対象者氏名			世帯構成	
決 裁	所 長	課 長	係 長	担 当	起案年月日	決裁年月日	発送年月日
就労自立給付金決定伺 調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。							
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄							
算定対象期間		収入充当額		算定率		積立額	
積立合計額							
上 限 額							
支 給 額							
決定理由							
支給日及び支給方法							

第34号の10様式 (第16条の5関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長

就労自立給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、生命保険の一時金など他に一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

別記第三十七号様式の次に次の様式を加える。

第37号の2様式（第18条の2関係）

徴収金等支払申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法（以下「法」という。）第78条の2の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、法第78条に基づき徴収金のうち振興局等と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、法第78条に規定する徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。

不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と振興局等の長に判断される場合があること。

徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

印

振興局等の長様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等により毎月 円を 年 月付費用徴収決定通知による法第78条に規定する徴収金の支払に充てるものとします。

第二条 岐阜県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第三十四号の二様式から別記第三十四号の七様式までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行前に提出された同条の規定による改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、同条の規定による改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

3 第二条の規定の施行前に提出された同条の規定による改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、同条の規定による改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十四条第一項（同条第五項）」を「第二十四条第三項（同条第九項）」に改める。

第六条の見出しを「資料の提供等」に改め、同条中「第二十九条」を「第二十九

条第一項」に、「調査を囑託し、」を「閲覧、提供」に、「調査依頼書（別記第二十一号様式）」を「別記第二十一号様式」に改める。

第七条の見出しを「扶養義務の照会等」に改め、同条中「扶養照会書（別記第二十二号様式）」を「別記第二十二号様式」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保護法第二十四条第八項の書面は、別記第二十二号の二様式によるものとする。

3 振興局長の長は、保護法第二十八条第二項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、別記第二十二号の三様式により行うものとする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(徴収金等支払申出書)

第十三条 保護法第七十八条の二第一項の規定による申出は、徴収金等支払申出書（別記第二十八号の二様式）によるものとする。

別記第十二号様式記入上の注意第三号、同様式別添一記入上の注意第五号、同様式別添二一記入上の注意第八号、同様式別添一一記入上の注意第八号及び同様式別添二一記入上の注意第八号中「 〇 」を「 〇 」に改め、同様式別添三を次のように改める。

(別添3)

同 意 書

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴振興局等が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めすることに同意します。

また、貴振興局等の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の支援給付の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

支援給付廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の支援給付の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況を除き、支援給付を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所
氏 名



振興局等の長 様

振興局十回印刷費控費計中「第85条」や「第85条第1項」に於ける。
振興局十回印刷費計中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等」に於ける。
振興局十回印刷費計中「第85条」に於ける。

第21号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条第1項の規定による調査について (依頼)

次の者について、支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条第1項の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料は、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

回答期限年月日 年 月 日

調査対象者 住 所
前 住 所
前々住所

氏 名 カナ 性別 生年月日

調査事項

(参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
第14条 略

2及び3 略

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2) 生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)から(3)まで 略

(4) 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

(5) 略

(参考3) 生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

第22号の2様式 (第7条関係)

別記第二十二号様式の次に次の二様式を加える。

第 年 月 日 号

様

振興局等の長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの 当たる次の方に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の開始を決定いたしますので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定により通知します。

氏 名	
支援給付の申請があった日	

(参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第14条 略

2及び3 略

第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2) 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

第24条 略

2から7まで 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9及び10 略

(参考3) 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、(当振興局等)において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

第22号の3様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされた生活保護法第29条第1項の規定による報告について (依頼)

あなたの 当たる さん (住所) は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「法」という。) による支援給付を申請して (受けて) いますが、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、(当振興局等) において判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第14条 略

2及び3 略

第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2) 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

第24条 略

2から7まで 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9及び10 略

(参考3) 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>
<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>	<p>「検査を受ける者の 氏名」 住所 氏名 様 「印」 住所 氏名 様</p>

徴収金等支払申出書

第28号の2様式 (第13条関係)

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定により、交付される支援給付金品等 (支援給付費 (金銭給付されるものに限る。) をいう。以下同じ。) の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に規定する徴収金のうち貴振興局等と協議して定める額について、当該支援給付金品等の交付期日をもつて支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品等から支払に充てるものとします。

記

支援給付制度は、全額公費によつてその財源が賅われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に規定する徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。

不正をしようとする意思がなくとも、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と振興局等の長に判断される場合があること。

徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所 氏名

振興局等の長様

私は、本申出に基づき、年 月分からの支援給付金品等により毎月 円を年 月付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定による徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

平成二十六年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社